

「百年物語」2023 年モデル 印刷物等制作業務に関する委託先選定コンペティション 実施要項

公益財団法人にいがた産業創造機構
マーケティング支援グループ 生活関連マーケティングチーム

1 目的

「百年物語」2023 年モデルに必要な各種印刷物等の制作委託先を選定するにあたり、コンペティションの参加者から印刷物等制作業務に関する委託先の候補を選定することに関して必要な事項を定める。

2 応募資格

- (1) 新潟県内に主たる事業所を置き、デザインやディレクションが行える事業者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 委託業務の内容

別添「「百年物語」2023 年モデル印刷物等制作業務委託仕様書」のとおり。

4 スケジュール

- (ア) 質問事項の提出：令和 4 年 11 月 11 日（金）正午必着
 - (イ) 質問への回答：令和 4 年 11 月 14 日（月）
 - (ウ) 提案書類の提出：令和 4 年 11 月 24 日（木）正午必着
 - (エ) 審査：令和 4 年 11 月 25 日（金）
 - (オ) 審査結果通知：令和 4 年 11 月 28 日（月）
- 審査結果連絡後、後日文書で通知します。なお、審査内容は公表しません。

5 質問事項について

要領、企画提案仕様について不明な点がある場合は、以下の方法により質問すること。

- (ア) 質問方法：様式 1 質問書に記載の上、電子メールにより提出すること。

(イ)提出期限：令和4年11月11日（金）正午必着

(ウ)回答方法：令和4年11月14日（月）までに、機構ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、要領及び企画提案仕様の追加又は修正とみなす。

6 提案書類の提出

提案書類（以下の(ア)～(エ)）を令和4年11月24日（木）正午までに提出してください。郵送でも構いませんが時間厳守(期限までに提案書類の現物及びPDFデータが配達されていること)をお願いいたします。

(ア)カタログ案

※カタログ案は、1案以上3案以下で提案をお願いします。また、デザイン案について簡単な説明文も添えて下さい。

※現物及びPDFデータを提出願います。

(イ)見積書（1部）

(ウ)これまでの印刷制作物の実績(具体的なサンプルを数点添付して下さい)

(エ)会社案内等（1部）

7 提案料

提案料はお支払しません。提案にかかる費用は参加者の負担にてお願いします。

8 審査項目

審査項目

以下の観点から審査を行い、契約候補者を選定する。

(ア)企画提案内容が優れていること。

- ① 仕様書に記載された条件をすべて満たしているか。
- ② 提案のアピール度、独自性は高いか。
 - ・百年物語のブランド価値を高めるものになっているか。
 - ・商品の魅力を伝えるものになっているか。
 - ・バイヤー、メディア向けの内容となっているか

(イ)企画提案内容が同等である場合、見積価格が低額であること。

※審査は書面により行います。なお、必要に応じ、提案内容の確認のため、機構よりヒアリングを行う場合があります。

9 予算限度額

1,000千円（消費税及び地方消費税込）

10 契約の締結等

(ア)機構は、候補者との間で、委託業務に関して必要な協議を行う。なお、審査結果を踏まえ、提案内容の変更を求める場合がある。

(イ)機構と候補者との協議が合意に至った場合は、本業務に関する契約の締結手続き

に入る。ただし、合意に至らなかった場合は、次に順位の高い参加者を候補者とし、必要な協議を行う。

11 提案物の提出先（連絡先）

公益財団法人にいがた産業創造機構

マーケティング支援グループ 生活関連マーケティングチーム 担当：安川、前田

〒950-0078 新潟市中央区万代島 5 番 1 号 万代島ビル 9 階

T E L 025-250-6288 F A X 025-246-0030

E - M a i l hyaku@nico.or.jp